

氏名

点数

点/100点

各論演習 1-1

問1)

次の資料により、損益計算書および貸借対照表を作成しなさい。なお、当期は×2年3月31日を決算日とする1年である。

(資料1) 決算整理前残高試算表

| 決算整理前残高試算表 | | 決算整理前残高試算表 | |
|------------|----------------|------------|----------------|
| ×2年3月31日 | | ×2年3月31日 | |
| | | (単位：円) | |
| 現金 | 64,000 | 支払手形 | 79,800 |
| 当座預金 | 93,000 | 買掛金 | 63,000 |
| 受取手形 | 98,000 | 短期借入金 | 40,000 |
| 売掛金 | 82,000 | 前受金 | 10,000 |
| 繰越商品 | 22,000 | 仮受消費税 | 19,000 |
| 前払金 | 15,000 | 貸倒引当金 | 2,000 |
| 短期貸付金 | 45,000 | 建物減価償却累計額 | 81,000 |
| 仮払法人税等 | 10,000 | 備品減価償却累計額 | 14,400 |
| 仮払消費税 | 15,000 | 資本金 | 200,000 |
| 建物 | 150,000 | 利益準備金 | 16,000 |
| 備品 | 40,000 | 繰越利益剰余金 | 29,000 |
| 仕入 | 270,000 | 売上 | 380,000 |
| 販売費 | 12,000 | 受取利息 | 1,800 |
| 一般管理費 | 18,000 | | |
| 支払利息 | 2,000 | | |
| | <u>936,000</u> | | <u>936,000</u> |

(資料2) 決算整理事項

- ① 期末商品棚卸高は25,000円である。
- ② 受取手形及び売掛金の期末残高に対して、3%の貸倒引当金を差額補充法により設定する。
- ③ 減価償却費を以下の方法で計上する。
 建物： 定額法、残存価額ゼロ、耐用年数20年
 備品： 定率法、償却率20%
- ④ 短期貸付金のうち、25,000円は、×1年10月1日に貸し付けたものであり、期間1年、利率年6%、利息は×2年9月30日に元金と合わせて支払われる。
- ⑤ 受取利息1,800円は、短期貸付金のうち20,000円を×1年12月1日に貸し付けた際に1年分の利息を前受したものである。
- ⑥ 販売費について経過期間分の未払額が1,000円ある。
- ⑦ 仮払消費税と仮受消費税との差額を未払消費税として計上する。
- ⑧ 課税所得65,330円に対して30%の法人税等を計上する。

解1)

(単位：円)

損益計算書
自×1年4月1日 至×2年3月31日

| | | | |
|----------------|--|--|--|
| I 売上高 | | | |
| II 売上原価 | | | |
| 1 期首商品棚卸高 | | | |
| 2 当期商品仕入高 | | | |
| 合計 | | | |
| 3 期末商品棚卸高 | | | |
| 売上総利益 | | | |
| III 販売費及び一般管理費 | | | |
| 1 販売費 | | | |
| 2 一般管理費 | | | |
| 3 貸倒引当金繰入 | | | |
| 4 減価償却費 | | | |
| 営業利益 | | | |
| IV 営業外収益 | | | |
| 1 受取利息 | | | |
| V 営業外費用 | | | |
| 1 支払利息 | | | |
| 税引前当期純利益 | | | |
| 法人税等 | | | |
| 当期純利益 | | | |

貸借対照表
×2年3月31日現在

| | | | | |
|---------|--|--|---------|--|
| 現金 | | | 支払手形 | |
| 当座預金 | | | 買掛金 | |
| 受取手形 | | | 短期借入金 | |
| 売掛金 | | | 未払法人税等 | |
| 計 | | | 未払消費税 | |
| 貸倒引当金 | | | 未払販売費 | |
| 商品 | | | 前受金 | |
| 前払金 | | | 前受利息 | |
| 未収利息 | | | 資本金 | |
| 短期貸付金 | | | 利益準備金 | |
| 建物 | | | 繰越利益剰余金 | |
| 減価償却累計額 | | | | |
| 備品 | | | | |
| 減価償却累計額 | | | | |
| | | | | |

| | |
|----|--|
| 氏名 | |
|----|--|

点数

点/100点

各論演習 1-2

問1)

設問の文章について、正しいと思うものには○印を、正しくないと思うものには×印を付し、×印としたものについてはその理由も記述しなさい。

(設問)

1. 真実性の原則でいうところの「真実」とは、絶対的真実性を意味する。
2. 会計処理の方法の選択は経営者の判断に任されていることから、経営者が異なる場合には、会計処理の結果算定された期間利益は異なることになる。しかし、真実性の原則からすると、それらの会計処理はすべて真実であると認められる。
3. 「正確な会計帳簿」とは、網羅性・検証性・秩序性の3つの要件を満たす会計帳簿をいうが、重要性の原則の適用により網羅性については一部例外が認められている。
4. 企業会計は、正規の簿記の原則にもとづいて費用および収益を認識し測定して、記録、計算しなければならない。
5. 資本と利益の区別の原則は、維持拘束性をその特質とする資本と、処分可能性をその特質とする利益とを、資本取引と損益取引との区別を通じて明確に区別し、結果として、企業の財政状態および経営成績の適正な開示を行うことを目的としている。
6. 明瞭性の原則は、財務諸表による会計情報の適正開示と明瞭表示を要請している。すなわち、利害関係者の企業の状況に関する判断を誤らせないようにするために必要とされる原則であるため、いかなる場合にも簡便な表示は認められない。
7. 企業はいったん採用した会計処理の原則または手続きをみだりに変更してはならないが、一般に認められていない会計処理の原則または手続きが採用されている場合には、その原則または手続きを変更しなければならない。
8. 会計方針の変更を行った場合には、特定の経過的な取扱いが定められている場合を除き、原則として、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。
9. 会計上の見積りの変更を行った場合には、当該変更期間に会計処理を行わなければならない。
10. 有形固定資産等の減価償却方法および無形固定資産の減価償却方法は、会計方針に該当するため、その変更は、会計方針の変更として遡及適用しなければならない。
11. 四半期財務諸表の性格付けについては、「実績主義」と「予測主義」という考え方があるが、我が国では「予測主義」にもとづいており、開示の迅速性が求められる四半期財務諸表では簡便的な会計処理も認められる。

解1)

| | ○/× | ×の場合はその理由 |
|-----|-----|-----------|
| 1. | | |
| 2. | | |
| 3. | | |
| 4. | | |
| 5. | | |
| 6. | | |
| 7. | | |
| 8. | | |
| 9. | | |
| 10. | | |
| 11. | | |



氏名

点数

点/100点

各論演習 1-1

問1)

次の資料により、損益計算書および貸借対照表を作成しなさい。なお、当期は×2年3月31日を決算日とする1年である。

(資料1) 決算整理前残高試算表

| 決算整理前残高試算表 | | 決算整理前残高試算表 | |
|------------|----------------|------------|----------------|
| ×2年3月31日 | | ×2年3月31日 | |
| | | (単位：円) | |
| 現金 | 64,000 | 支払手形 | 79,800 |
| 当座預金 | 93,000 | 買掛金 | 63,000 |
| 受取手形 | 98,000 | 短期借入金 | 40,000 |
| 売掛金 | 82,000 | 前受金 | 10,000 |
| 繰越商品 | 22,000 | 仮受消費税 | 19,000 |
| 前払金 | 15,000 | 貸倒引当金 | 2,000 |
| 短期貸付金 | 45,000 | 建物減価償却累計額 | 81,000 |
| 仮払法人税等 | 10,000 | 備品減価償却累計額 | 14,400 |
| 仮払消費税 | 15,000 | 資本金 | 200,000 |
| 建物 | 150,000 | 利益準備金 | 16,000 |
| 備品 | 40,000 | 繰越利益剰余金 | 29,000 |
| 仕入 | 270,000 | 売上 | 380,000 |
| 販売費 | 12,000 | 受取利息 | 1,800 |
| 一般管理費 | 18,000 | | |
| 支払利息 | 2,000 | | |
| | <u>936,000</u> | | <u>936,000</u> |

(資料2) 決算整理事項

- ① 期末商品棚卸高は25,000円である。
- ② 受取手形及び売掛金の期末残高に対して、3%の貸倒引当金を差額補充法により設定する。
- ③ 減価償却費を以下の方法で計上する。
 建物： 定額法、残存価額ゼロ、耐用年数20年
 備品： 定率法、償却率20%
- ④ 短期貸付金のうち、25,000円は、×1年10月1日に貸し付けたものであり、期間1年、利率年6%、利息は×2年9月30日に元金と合わせて支払われる。
- ⑤ 受取利息1,800円は、短期貸付金のうち20,000円を×1年12月1日に貸し付けた際に1年分の利息を前受したものである。
- ⑥ 販売費について経過期間分の未払額が1,000円ある。
- ⑦ 仮払消費税と仮受消費税との差額を未払消費税として計上する。
- ⑧ 課税所得65,330円に対して30%の法人税等を計上する。

解1)

(単位：円)

損益計算書
自×1年4月1日 至×2年3月31日

| | | |
|----------------|---------|---------|
| I 売上高 | | 380,000 |
| II 売上原価 | | |
| 1 期首商品棚卸高 | 22,000 | |
| 2 当期商品仕入高 | 270,000 | |
| 合計 | 292,000 | |
| 3 期末商品棚卸高 | 25,000 | 267,000 |
| 売上総利益 | | 113,000 |
| III 販売費及び一般管理費 | | |
| 1 販売費 | 13,000 | |
| 2 一般管理費 | 18,000 | |
| 3 貸倒引当金繰入 | 3,400 | |
| 4 減価償却費 | 12,620 | 47,020 |
| 営業利益 | | 65,980 |
| IV 営業外収益 | | |
| 1 受取利息 | | 1,350 |
| V 営業外費用 | | |
| 1 支払利息 | | 2,000 |
| 税引前当期純利益 | | 65,330 |
| 法人税等 | | 19,599 |
| 当期純利益 | | 45,731 |

貸借対照表
×2年3月31日現在

| | | | |
|---------|----------|---------|---------|
| 現金 | 64,000 | 支払手形 | 79,800 |
| 当座預金 | 93,000 | 買掛金 | 63,000 |
| 受取手形 | 98,000 | 短期借入金 | 40,000 |
| 売掛金 | 82,000 | 未払法人税等 | 9,599 |
| 計 | 180,000 | 未払消費税 | 4,000 |
| 貸倒引当金 | △ 5,400 | 未払販売費 | 1,000 |
| 商品 | 25,000 | 前受金 | 10,000 |
| 前払金 | 15,000 | 前受利息 | 1,200 |
| 未收利息 | 750 | 資本金 | 200,000 |
| 短期貸付金 | 45,000 | 利益準備金 | 16,000 |
| 建物 | 150,000 | 繰越利益剰余金 | 74,731 |
| 減価償却累計額 | △ 88,500 | | |
| 備品 | 40,000 | | |
| 減価償却累計額 | △ 19,520 | | |
| | 499,330 | | 499,330 |

| | |
|----|--|
| 氏名 | |
|----|--|

点数

点/100点

各論演習 1-2

問1)

設問の文章について、正しいと思うものには○印を、正しくないと思うものには×印を付し、×印としたものについてはその理由も記述しなさい。

(設問)

1. 真実性の原則でいうところの「真実」とは、絶対的真実性を意味する。
2. 会計処理の方法の選択は経営者の判断に任されていることから、経営者が異なる場合には、会計処理の結果算定された期間利益は異なることになる。しかし、真実性の原則からすると、それらの会計処理はすべて真実であると認められる。
3. 「正確な会計帳簿」とは、網羅性・検証性・秩序性の3つの要件を満たす会計帳簿をいうが、重要性の原則の適用により網羅性については一部例外が認められている。
4. 企業会計は、正規の簿記の原則にもとづいて費用および収益を認識し測定して、記録、計算しなければならない。
5. 資本と利益の区別の原則は、維持拘束性をその特質とする資本と、処分可能性をその特質とする利益とを、資本取引と損益取引との区別を通じて明確に区別し、結果として、企業の財政状態および経営成績の適正な開示を行うことを目的としている。
6. 明瞭性の原則は、財務諸表による会計情報の適正開示と明瞭表示を要請している。すなわち、利害関係者の企業の状況に関する判断を誤らせないようにするために必要とされる原則であるため、いかなる場合にも簡便な表示は認められない。
7. 企業はいったん採用した会計処理の原則または手続きをみだりに変更してはならないが、一般に認められていない会計処理の原則または手続きが採用されている場合には、その原則または手続きを変更しなければならない。
8. 会計方針の変更を行った場合には、特定の経過的な取扱いが定められている場合を除き、原則として、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。
9. 会計上の見積りの変更を行った場合には、当該変更期間に会計処理を行わなければならない。
10. 有形固定資産等の減価償却方法および無形固定資産の減価償却方法は、会計方針に該当するため、その変更は、会計方針の変更として遡及適用しなければならない。
11. 四半期財務諸表の性格付けについては、「実績主義」と「予測主義」という考え方があるが、我が国では「予測主義」にもとづいており、開示の迅速性が求められる四半期財務諸表では簡便的な会計処理も認められる。

解1)

| | ○/× | ×の場合はその理由 |
|-----|-----|---|
| 1. | × | 真実性の原則における「真実」とは、絶対的真実性ではなく相対的真実性を意味する。 |
| 2. | ○ | |
| 3. | ○ | |
| 4. | × | 正規の簿記の原則は、正確な会計帳簿の作成とそれにもとづく財務諸表の作成を要請する原則であるので、費用収益の認識・測定とは直接に関係がない。 |
| 5. | ○ | |
| 6. | × | 重要性の原則の適用により、重要性の乏しい場合には本来の明瞭な表示によらないで他の簡便な表示によることも認められる。 |
| 7. | ○ | |
| 8. | ○ | |
| 9. | × | 会計上の見積りの変更が、将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり、会計処理を行う。 |
| 10. | × | 有形固定資産等の減価償却方法および無形固定資産の償却方法は、会計方針に該当するが、その変更については、会計上の見積りの変更として扱う。 |
| 11. | × | 我が国の四半期財務諸表は、予測主義でなく実績主義にもとづいている。 |

